

さ情審査答申第63号
平成22年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成21年10月13日付けで貴職から受けた、「住民票の交付請求について」に係る全関係書類（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成21年7月31日付け浦区第430号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、実施機関が行った本件処分について取り消し、本件対象行政情報の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の公開しない理由について

ア 特定の個人を識別できる情報とは、本件対象行政情報に含まれる「氏名・生年月日」等をいうのであり、それ以外からは「特定の個人を識別することはできない」のであるから、「公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ」などありえない。

平成21年7月30日付け「決定書」の「決定の理由」に「事情を知るものが、他の情報と照合することにより、個人の特定が可能とな

る」とあるが、これでは誰一人として公開請求が認められる者などいないことになる。

イ 申立人は、「市の事業に係る事務」の不「適切な遂行」を指摘しているのであるから、実施機関が条例第7条第5号及び第6号を以って非公開としたことは不適切である。本件は、申立人が、実施機関の一連の行為を、住民基本台帳事務が不適切なことを原因とする「公務員の職務執行に伴う人権侵犯」であり、名誉毀損の意においても不法行為であると主張し公開請求しているものである。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」以外で公開しない理由について

ア 住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の存在を認めているのであるから、これに伴う行政情報は当然のごとく存在するのであり、「存在しているか否か」などと述べる余地はない。

イ 訴状送達を目的とする住民票の第三者請求に対する実施機関の拒否決定処分は、条例第1条に規定される「市の活動」の一部である。この決定をした実施機関が、本件請求を全面的に非公開とするのであれば、それは、同条に規定される「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」を自ら放棄することに等しい。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の公開しない理由について

ア 当該行政情報は個人識別情報のほか個人の心身や身辺の情報を記述したものであり、条例第7条第2号に該当し非公開としたものである。また、他の情報と照合することにより、個人の特定が可能となる情報については、関係者が知りえる情報も含め慎重に判断をしている。

イ このような性質の情報が公にされた場合は、申出制度そのものを形骸化させ、関係機関との協力関係の維持が難しくなるおそれがあることから、条例第7条第5号及び同第6号に該当する。なお、申立人は、市の住民票基本台帳事務が不適切であると主張しているが、適正に執行しており、かつ当該主張は、情報公開請求における公開・非公開の判断には影響しないものである。

「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」以外で公開しない理由について

- ア 当該行政情報の存否を答えるだけで、住民票の交付請求に関する情報の有無、情報の種類、内容を答えるのと同様の結果が生じ、条例第7条の規定による非公開情報が公開されることになることから、条例第10条の規定により、存否応答拒否とした。
- イ 条例第1条は、条例の目的を明らかにしたものであるが、条例第3条では実施機関の責務として、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならないと規定されているため、他の市民の個人情報保護をしないような結果となる行政情報の公開は、条例第1条が目的としているものではなく、本件行政情報を非公開とすることが「市の諸活動を市民に説明する責務の全う」を自ら放棄することにはならない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件事案の経緯について

本件対象行政情報は、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」を含む「住民票の交付請求について」に係る全関係書類である。

本件事案については、当審査会において、諮問第76号として調査審議し、平成21年6月30日付け答申第61号（以下「既答申」という。）において、原処分一部取り消しの答申を行ったものである。

既答申では、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分を除く本件対象行政情報について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した非公開決定は妥当であるが、「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分については、実施機関が、その存在を本件に関する一連の対応の中で認めるという特殊な状況下におかれていたため、その存在を認めた上で改めて公開請求に対する決定を行うべきであると判断した。

実施機関は既答申を受けて、平成20年12月17日付け行った行政情報非公開決定処分のうち「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分について、その存在を明らかにせず非公開とした決定を取り消し、当該行政情報に関して改めて存在を認めた上で非公開決定とした。この実施機関の決定に対して異議申立てがあり、本件諮問に至ったものである。

- ##### 2 当審査会としては、本件対象行政情報の公開・非公開の判断については、実質的に調査審議を終えており、存在を認める当該行政情報についても、条例第7条の規定する個人に関する情報等に該当し、非公開とすべきもの

と史料されるとして当審査会の判断を示している。

したがって、既答申に反映されなかった事情でその判断に影響を及ぼすべき特段の事情の存在が認められない限り、これと異なる判断をすることはできない。以下、特別な事情の存否について判断する。

3 本件対象行政情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住民票（除票）の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について（通知）」の部分について

本件異議申立てにおいては、従前と殆んど同内容の理由、意見が主張されているのであって、その他、既答申の判断に影響を及ぼす特段の事情があるとは認められない。

しかし、条例第7条に定める非公開情報は、公開請求権の保障と公開されないことの利益の保護との調和を図る観点から原則公開の例外として類型化し、特定化したものであり、公開・非公開の決定にあたっては、本条各号で示す非公開情報に該当するか否かによって判断される。

そこで、以下、実施機関が、当該行政情報を非公開情報と判断した条例第7条第2号、同条第5号及び第6号の該当性について、念のため述べることとする。

条例第7条第2号（個人に関する情報）は、「個人に関する情報」で、かつ、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非公開情報としている。また、「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人は識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」についても非公開情報と定めている。

当該行政情報は、個人を識別できる個人に関する情報のほか、個人の心身や身の周りの情報を記載したものであり、措置が必要とされる者、どのような措置を行うか等の具体的な記述であり、他の者に知られることにより個人が精神的な苦痛を受けるおそれがあると認められる。

条例第7条第5号（事務事業執行情報）は、「市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。本号は、「次に掲げるもの」として、アからオまでを掲げているが、これは典型的なものの例示であり、アからオに当たらなくとも「事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があれば、非公開情報と認められる。

当該行政情報は、特定事案に関して、特定個人が市や他の行政機関に支

援の申出を行う際の関係書類である。このような性質の情報が開示される
となれば、このような制度を利用しようとする者がその利用を躊躇したり、
正しい情報が提示されないなど制度本来の適正かつ円滑な実施に著しい
支障を生じるおそれがあると認められる。

条例第7条第6号(国等との協力関係情報)は、「市及び国等の間にお
ける協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公に
することにより、国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれ
があるもの」を非公開情報と定めている。市が行う事務事業の中には、他
の行政機関と直接又は間接的に関係しながら進められるものがあるため、
これらの事務事業を円滑に進めるためには、協力関係を確保することが
重要なのである。

前述のとおり、当該行政情報は、条例第7条第2号(個人に関する情報)
及び同条第5号(事務事業執行情報)に該当すると判断されるので、条例
第7条第6号の該当性を論ずるまでの必要はないと考える。

- 4 本件対象行政情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住
民票(除票)の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について(通知)」以外
の部分について

本件対象行政情報のうち、他の行政機関から実施機関宛発行された「住
民票(除票)の閲覧制限及び同写しの交付停止措置について(通知)」以
外の部分については、当審査会が、既答申において存在を明らかにしな
いで非公開とした原処分は妥当であると答申し、これを受けた実施機関
が、平成21年7月30日付け行政不服審査法(以下「法」という。)に
基づく決定書において「棄却」と判断し、原処分を維持しているもので
ある。

一般に、「処分」には行政上の不服申立てに対する裁決・決定その他行
為も含まれるが、法第4条により「この法律に基づく処分」は不服申立
てできる「処分」から除外されている。不服申立ての手続きにおいて行
われる処分については、既に実施機関の判断が示されているので、これ
を再び争わせる必要性に乏しく、またこれを認めることがかえって不服
申立ての迅速な処理を阻害することになりかねないからである。

したがって、異議申立てに対する決定など法に基づく処分については、
異議申立てすることはできない。

よって、当該部分については、適法な異議申立てにあたらぬので、当
審査会は審査しない。

- 5 以上のとおり、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論の
とおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成21年10月13日	諮問の受理
	同 年 10月29日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 11月13日	審議
	同 年 12月17日	審議
	同 年 12月24日	異議申立人から意見書を受理
	平成22年 1月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)